

第7回

函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会会議録

開催日時	平成 29 年 4 月 25 日 (火) 13時30分～14時30分
開催場所	函館市環境部 4階大会議室
議題	1 新たな焼却施設の整備方式について 2 今後の検討事項について
出席委員	荒井喜久雄委員 菊池幸恵委員 澤村秀治委員 小貫恭也委員 村林捷司委員 竹内正幸委員 山本正子委員 築田敬子委員
事務局の出席者の職・氏名	対馬環境部次長 岡崎新廃棄物処理システム担当課長 高清水日乃出クリーンセンター所長 中村環境推進課長 三上環境推進課主査 澤株環境推進課主査 坂本環境推進課主査 (株) ドーコン 1名
その他	報道機関 3名 傍聴者 1名

三上主査	<p>ただいまから、第7回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会を開催いたします。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます環境部環境推進課の三上と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>初めに、本日の委員会は、委員9名中8名の出席がございますので、設置要綱第6条第3項の規定により、委員会として成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、浅木委員は、本日、所用により欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>ここで、平成29年度人事異動に際し、事務局の職員に変更がありましたので、紹介いたします。</p> <p>中村環境推進課長です。</p> <p>澤株環境推進課主査です。</p> <p>坂本環境推進課主査です。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をいたします。</p> <p>まず、先日、皆様に郵送しております「前回委員会の会議録」「資料1～2」を本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出ください。</p> <p>続きまして、議事となりますが、規定により、委員会の議長は委員長が務めることになっておりますので、澤村委員長、よろしくお願いいたします。</p>
澤村委員長	<p>それでは、委員の皆様、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。委員長を仰せつかっている澤村でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、議事に入ります前に、前回の会議録の確認を行います。既に皆様のお手元に事務局から届いているかと思うのですが、まず、この内容について何かご質問あるいは修正事項等はございますでしょうか。</p> <p>(「なし」と発言する者あり)</p> <p>それでは、前回会議録については承認といたします。</p> <p>なお、この会議録はホームページでも公表されることとなります。では、早速、議事に入ります。</p> <p>まず初めに、前委員会から引き続きの議題であります。議題1の新たな焼却施設の整備について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは、「議題1 新たな焼却施設の整備方式について」ご説明いたします。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>この「整備方式」につきましては、3月に開催いたしました第6回計画検討委員会に「新規整備」と「日乃出清掃工場の抜本的改修」</p>

	<p>の2つの方式について、「概算事業費」、「メリット」、「課題」を取りまとめた資料をお示しし、ご協議いただいたところでありませす。</p> <p>その際、推薦団体に持ち帰って改めて考え方を示したいとの意向の委員もいらっしゃいましたので、今回、改めてご協議をいただくものでございます。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>この資料は、前回の委員会で、「整備方式」に係りまして各委員からは「日乃出清掃工場の抜本的改修」というご意見が多く出されておりましたことから、本日の委員会で「整備方式」を決定するにあたり、前回の委員会の協議状況を踏まえまして、「計画検討委員会の取りまとめ（案）」として、資料を調製したものでございます。</p> <p>その内容ですが、「コスト面ならびに現在稼働している施設であるということなどを勘案し、整備方式については、日乃出清掃工場の抜本的改修とする」とし、抜本的改修の内容を明らかにするため、「既存の建屋を活かしながら、三つの焼却炉を1炉ずつ整備する方式」との説明を※印に付記しております。</p> <p>資料の説明は、以上でございます。</p>
澤村委員長	<p>前回の委員会では、おおむねこのような方針ということでありました。ただいま事務局から説明がございましたけれども、これについて、ご質問、あるいは、ご意見、補足等はございますでしょうか。</p>
村林委員	<p>前回の第6回の会議の中で、私は、町会連合会を代表して参加させていただいていることから、この方法については、町会連合会の方にも了解を得ながら回答したいということでお預かりをいたしました。</p> <p>そして、4月14日に町会連合会の理事会がありました。その場で第6回の会議報告をしまして、私個人は第2案の抜本的改修工事の方法で進めたい旨を報告し、これについては、別に反対意見もなく、その方向で良いのではないかという了解を得てまいりました。</p> <p>よって、今後、抜本的改修工事の方向で進めていただきたいと思います。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>村林委員から今のようなご説明がありました。前回の委員会では、一度持ち帰って確認等を得たいということでしたが、現在示されている方針で良いということだと思います。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>この委員会でも、当初から用地の選定、新しい施設の建設等も含めて検討してきましたが、いろいろな制約条件もあり、新しい施設の場所がなかなか難しいということがありました。</p> <p>また、日乃出の工場を改修する案についても検討してまいったわ</p>

	<p>けですが、コスト面あるいは立地条件で優れているところがあるという認識かと思えます。その中で、現施設を改修していくという方向になったわけです。</p> <p>そのほかに、この場所で行うにしても、やはり地元の理解は必要であるという意見が各委員から出ておりました。その辺を含めて、何か意見あるいは補足等がありますか。</p>
築田委員	<p>今、私たちはこういう方向で検討しておりますけれども、やはり、地元の方がどのような感触を持っておられるのかということをお私どもは把握し切れませんので、今までの経緯を周辺住民の方に持っていかれた行政の方から、どういう感触だったのかというお話を伺えればと思います。</p>
岡崎課長	<p>日乃出清掃工場について、地元町会を中心に連絡協議会を組織しておりますので、そちらに定期的にごみ処理工場の運営状況や課題についてご報告、ご協議しているところでございます。計画検討委員会の討議状況につきましても、遂次、協議会にご説明申し上げまして、抜本的改修についてもおおむねご理解をいただいているものと受けとめております。</p>
澤村委員長	<p>その中で、特に懸念や反対意見のようなものはないという理解でよろしいですね。</p> <p>ほかに何かございませんか。</p> <p>今、資料1にありますように、この委員会の方針として、清掃工場の抜本的改修を進めるということによろしいかと思えます。</p> <p>また、村林委員から、前回の委員会から一度持ち帰って確認したいということでしたが、そちらのほうもよろしいということです。</p> <p>この委員会としては、日乃出清掃工場を改修するという方針によろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>その中で、地域住民の理解を得ることが不可欠だという意見も多々出ておりますので、附帯意見として、資料1につけ加えて、地元町会に十分説明し、意見を聞きながら対処すべきであるということを追加することにしたいと思います。よろしいですか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題1の大枠の方針についてはこのとおりといたします。</p> <p>続いて、議題2の今後の検討事項についてでございます。今後は資料1の方式に沿って具体的な検討に入っていくわけですが、そちらについて事務局からご説明をお願いいたします。</p>
岡崎課長	<p>それでは、「議題2 今後の検討事項について」ご説明いたします。</p>

お手元の資料2をご覧ください。

この資料は、議題1で「委員会とりまとめ（案）」の資料をお示しする前提のもと、関連する形で調整したものでございます。

先ほど、議題1で「新たな焼却施設の整備方式」が決定されたことから、本委員会での今後の検討事項につきまして、主な検討項目および今後の委員会のスケジュール（案）をご説明申し上げます。

なお、昨年8月に開催された第1回委員会におきまして、「計画検討委員会の運営等について」ご協議いただきましたが、日乃出清掃工場の抜本的改修となりましたことから、一部変更を見込んでおります。

初めに、「1 主な検討項目」についてですが、今後、本委員会で検討いただく項目として、「(1) 環境保全対策」、「(2) エネルギー利用方策」、「(3) 生活環境影響調査」、「(4) 事業スケジュール、事業手法等」、「(5) その他のごみ処理施設」の5項目を予定しております。

各項目につきましては、次回以降に提出する資料に基づき、検討・協議をいただきますが、本日は、検討項目の主な概要および平成27年度に行われました技術検討委員会報告に基づく現時点での基本的な考え方についてご説明いたします。

最初に、「(1) 環境保全対策」ですが、周囲の環境保全のため、焼却施設から発生する排ガス等につきまして、法令等により規制されており、それに基づく対策を講ずるものであります。

「ア 排ガス」では、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等について、大気汚染防止法等に基づき、排出濃度が厳しく規制されております。基本的な考え方として、「現在の日乃出清掃工場の維持管理状況を踏まえながら、経済性も考慮し、適切な基準値の設定等を検討する」こととしております。

「イ 排水」については、公共下水道または河川放流等の方法があり、本質汚濁防止法等による規制値が設定されております。基本的な考え方として、「現在の公共下水道への放流を継続する」こととしております。

「ウ 騒音、振動、悪臭等」については、騒音規制法、悪臭防止法等による規制が行われており、基本的な考え方として、「現在の日乃出清掃工場の維持管理状況を踏まえながら、経済性も考慮し、適切な対策を検討する」こととしております。

続きまして、資料の2ページになりますが、「(2) エネルギー利用方策」につきましては、ごみ焼却により発生するエネルギーを回収し、場内利用、場外利用、発電による有効利用を図るものであり、基本的な考え方として、「高効率な発電によるエネルギー回収を基

本としながら、日乃出清掃工場周辺の状況を踏まえ、適切なエネルギー利用方策を検討し、余剰電力については売電を行う」こととしております。

現在、場外利用として、公衆浴場「日乃出いこいの家」に給湯を、企業局終末処理場汚泥処理場に余熱提供等を行っております。

次に、「(3) 生活環境影響調査」ですが、これは、ごみ処理施設の設置（変更）に当たり、大気質、騒音、振動、悪臭、水質等について、周辺地域の生活環境に及ぼす影響を調査するもので、国が示す指針に基づき実施する予定であります。

続きまして、「(4) 事業スケジュール、事業手法等」ですが、「ア 事業スケジュール」については、2 ページ下の図になりますが、平成28年度、29年度で、ただいまご検討いただいております施設整備基本計画を策定し、平成30年度から31年度にかけて各種調査等を実施し、平成31年度に基本設計を、平成32年度に業者選定を行い、平成33年度に実施設計、平成34年度から改修工事、試運転を実施し、平成39年度中の施設の供用開始を目途に、計画的に事業を進めることとしております。

続いて、3 ページになりますが、「イ 事業手法」については、ごみ処理施設の整備・運営に関し、従来の公設公営のほか、近年、公共と民間が共同してサービスの効率化・高質化を図る P F I 等の事業手法の例が見受けられますことから、各事業手法の概要を説明し、本市施設にふさわしい方向性についてご協議いただく予定であります。

「ウ 財政計画」では、多額の事業費が見込まれる施設整備事業に関し、国交付金、地方債単独費等の財源構成をお示しする予定です。

また、「エ 周知、啓発」では、前回委員会でもご意見がありましたが、地域住民の皆さんの理解を深めるため、事業進捗状況の情報発信や改修後の施設を活用した効果的な環境啓発等についてご協議いただく予定であります。

次に、「(5) 其他のごみ処理施設」としまして、焼却施設以外の廃棄物処理施設に関しまして、破碎選別処理施設は今後の検討について、最終処分場および資源化施設は現状と今後の見通しについて御協議いただきます。

最後に、「2 今後の計画検討委員会のスケジュール（案）」についてですが、今後の開催予定としまして、6月に予定する第8回、7月の第9回委員会におきまして、先ほどご説明いたしました検討項目についてご協議いただき、8月開催予定の第10回委員会で検討結果を素案として整理し、9月開催予定の第11回委員会で本委員会の検討結果報告を取りまとめるというスケジュールとしております。

委員会の開催時期、回数等につきましては、今後の検討の進み方

	<p>により変更はあろうかと存じますが、日程を協議していただくためのたたき台としてお示しするものでございます。</p> <p>資料の説明は、以上でございます。</p>
澤村委員長	<p>ただいま事務局から資料2に基づきまして、今後の検討事項について説明がありました。</p> <p>まず、この内容につきまして、皆様からご意見などはございますでしょうか。</p>
菊池委員	<p>資料2の2ページの余剰電力については売電を行うということですが、余剰電力はどのくらい見込んでいるのですか。</p>
岡崎課長	<p>今も、日乃出の清掃工場におきまして3炉運転している中で、3号炉には発電の設備がついております。そして、先ほど申しましたとおり、余熱利用等で場内、場外を利用した後に、3号炉のエネルギーにつきまして、発電をし、その場内消費以外については現在も余剰分として電力事業者へ売電を行っております。</p> <p>施設改修後については、3号炉だけではなく、3炉とも発電を行うことを想定しておりますので、今以上に余剰電力についての売電というエネルギーの有効活用を図れるのではないかと考えております。</p>
菊池委員	<p>3炉とも発電設備を整備するという事は、すばらしいと思います。それで、売電をして利益が出るはずですけども、そちらの用途を明言しなければいけないと思います。実際に市民に対して公開していかれると思いますが、はっきりとお知らせしていただければと思います。</p>
澤村委員長	<p>ちなみに、現在、電力の売電の収入はどこに書いてありますか。</p>
岡崎課長	<p>現在、市の歳入では売電収入を雑収入ということで見込んでいるのですが、平成29年度予算で年間5,000万円ほどの売電収入を見込んでおります。これらの財源につきましては、焼却施設の維持管理費に充当することになっております。</p>
澤村委員長	<p>今後、新しい施設が整備されていくと、まず3炉に発電設備が付くということと、新しい施設は高性能であるということで、今以上に効果が期待できると考えてよろしいですね。</p>
荒井委員	<p>基本的に、発電設備というのは、3炉に対して1つの発電機を持つ形になりまして、それぞれについて発電機を1台ずつ設置することではありません。3炉を段階的に整備しますから、1炉ができ上がった段階、2炉ができ上がった段階、3炉ができ上がった段階と、それぞれ売電量も変わりますし、売電収入も整備段階で違ってくるといことになると思います。</p>
岡崎課長	<p>ただいま荒井委員がおっしゃられたとおり、1炉ごとに発電機がつくのではなくて、発電機自体は今の想定では1台で、そこで3炉からの廃熱エネルギーを利用するという考え方です。</p>

澤村委員長	<p>施設整備の段階や焼却の運転の状態で発電量が変わってくるということですね。</p>
菊池委員	<p>今の年間5,000万円の収入が3炉ということは、大体3倍弱くらいのイメージですか。</p> <p>何を言いたいかということ、現在では維持管理費に充当されているということで、それはすばらしいと思うのですが、もう少し収入が増えるのであれば、市民に目に見える形で還元する必要があると思います。改修をすることによって、新しい設備を投入する、それは市民の税金からというのがベースになると思うのですが、実際にエネルギーが循環して自分たちに返ってくるわけです。また、エネルギーだけではなくて、それがいろいろなものにも役に立つ、例えば売電もできて、それが実際にお金となって市民にも還元できるというものが見せられれば、より市民の理解が得られやすいと思うので、前向きに検討していただければと思います。</p>
澤村委員長	<p>今の菊池委員のお話について、先ほど、周辺地域の住民の理解を得るということもありましたので、電力に限らず、熱供給ということもあります。施設周辺にメリットがあるような形が少しでも目に見えるといいですね。</p>
築田委員	<p>ざっくりで言うと、市民に還元されるということを考えるのが良いと思います。それを具体的に考えると、熱供給で、今の段階では公衆浴場がありますが、この町での公衆浴場の位置づけについて、新しくなったからなくなるというふうになると、地域にとってとても困るようなことが起こるかもしれません。そういうところは、具体的なものもつけ加えたところで議論、検討していくべきではないかと思います。</p> <p>売電の利益については、維持管理やランニングコストの面でかなりかかるのでしょから、その利益がどこでどのように償却されるのかということ、目に見えた形で説明してほしいと菊池委員はおっしゃっていると思います。私は、その辺を具体的に示していけば、市民は、非常に理解しやすく、減量などにもつながるのではないかと感じますので、それを要望したいと思います。</p>
荒井委員	<p>ご承知のように、最近、電力の自由化が進んでいまして、従来は北海道電力や東北電力や東京電力という10電力しか電気を売り買いできなかったのですが、今は、小規模電力事業者を設立することができるようになっていきます。例えば、この辺でしたら北海道ガスあたりが出てくると思いますが、それと同じように、清掃工場からの電力ということも考えられます。小規模電力事業者はメーカーが設立しているケースも多くて、PPSと呼んでいますけれども、そうしたところに売り渡して、電線は北海道電力が使いますので形の上ですが、例えば函館市内の小中学校で、この工場から出た電力を使</p>

	<p>った形にして、地産地消あるいはネットワークと言っていますが、直にエネルギーとなるようなシステムを構築するケースが最近は非常に増えてきております。</p> <p>今は、ごみ1トン当たり300キロワットから400キロワットくらいの電力をつくることができています。また、消費電力が100キロワットから150キロワットくらいですから、ごみ1トン当たり200キロワットくらいの電力を売電することができます。それをいかに有利に売るかということが今後の課題になると思います。</p> <p>そうしますと、年間で何億円という単位のお金が入ってきますので、それを運営費に充当するとか、一般会計に繰り入れるとか、いろいろな形があると思います。それは、事業手法というものがありますけれども、最近、PFIとかDBOという民間と協働して効率化を図るという仕組みの中でいろいろやっております。当然、今回の委員会で方向性は出すとしても、具体的な検討は事業を発注する段階になると思います。</p>
<p>澤村委員長</p>	<p>今の荒井委員の意見を聞きますと、例えば、電力をただ売電してというだけではなくて、函館市内の小学校は全てここで賄っているとなれば、非常にPR効果もあるし、市民にも訴えやすいと思います。そういうような工夫も盛り込んでいければと考えております。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>抜本的改修に関して、ホームページに載るとは思いますが、それ以外に、住民に対する周知、啓発という方法はお考えになっているのですか。</p> <p>もう1点は、排水についてですが、新しい焼却炉になればそういうトラブルはないと思いますが、今、公共下水道へ放流してしまし、放流量の増減によってのトラブルは今後考えられないのでしょうか。スムーズに処理されるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。</p>
<p>岡崎課長</p>	<p>山本委員から2点のお尋ねがありましたけれども、今回の整備方式の件については、この委員会の審議状況あるいは検討資料については、随時、ホームページで公開しております。また、環境部のホームページに、この4月から新廃棄物処理システムのためのページも新たに設けまして、これまでの経過や今後の予定についても掲載してまいります。また、各町会の集まりや機会を捉えまして、今進めている状況についてご説明をしていきたいと考えております。また、施設整備基本計画自体、計画として策定する前にパブリックコメント手続ということで、広く市民の皆様のご意見を伺う手続を約1カ月行うとともに、関係する地域住民の方を対象に意見交換会の開催も検討しておりますので、そういう場で広く内容について周知してまいりたいと考えております。</p>

	<p>また、2番目の排水の件ですが、現在、日乃出清掃工場におきましては、公共下水道に放流しており、一般的には公共下水道あるいは自然河川への放流ですが、現在地での抜本的改修となりますと、従来どおりの公共下水道放流を継続することが基本になると考えております。その際には、下水道に放流する水質の基準がありまして、その基準による処理をした上での放流になりますので、特段のトラブルや課題は、今のところ特に想定しておりません。</p>
山本委員	<p>なぜ私がこういう質問をしたかという、ホームページといいますが、特に西部方面は高齢者が多いものですから、今度はこうなりますと言っても、町内会でも、そんなことがあるのですかという話が出るのです。今の世代はホームページがごく当たり前になってきていると思いますが、やはり、それを開けない住民もたくさんいるので、そういうところへの手だても含めてお考えいただきたく、質問しました。</p>
澤村委員長	<p>これから議論が進んでいく段階にもよろしいでしょうけれども、函館市の広報紙にもある程度の方針を発表してもいいかもしれません。いろいろな手法があるかと思えます。ほかにいかがでしょうか。</p>
小貫委員	<p>環境保全対策の中で、騒音、振動、悪臭等とありますが、これに土壌が入っていません。土壌の関係はどうなりますか。</p>
岡崎課長	<p>小貫委員がお尋ねのところは、資料の1ページ目の「環境保全対策」の「騒音、振動、悪臭等」のところかと思えます。項目の中では、新規整備の跡地利用などの場合に、そこにおける土壌の状況についての調査は考えられますが、今の抜本的改修の中では直接的な項目にはならないと思えます。</p>
小貫委員	<p>私が心配しておりますのは、解体工事をやると、当然、土壌の部分がかわってくるので、基準か何かあるのかということを知りたかったのです。</p>
岡崎課長	<p>今回の場合は、基本的には現在の建屋を生かしながらの工事になります。改修にあたって、壁面や天井部分など、一部取り壊しながらというところもありますので、その辺の手法、あるいは、工事の際の基準等についても十分留意し、周りの環境に影響を与えないような手法で進めていきたいと考えています。</p>
小貫委員	<p>よろしくお願いします。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>私から1点ですが、この委員会の前段の「技術検討委員会」で処理方式、焼却方式を決定したわけですが、残った灰処理の方法ですね。それについて、灰資源化と埋め立て処分の併記のような形だったと思えます。今後の検討の中でも、その辺のやり方を検討に含めて残しておくことが必要かと思えます。</p>

岡崎課長	<p>検討項目の中で申しますと、「(5) 其他のごみ処理施設」の中で、最終処分場のあり方、現状と将来の見込み等についてご検討いただく際に、当然、今、委員長が言われた将来の残余容量等の関係で焼却灰の資源化が一つのテーマとなろうかと思えます。</p> <p>「技術検討委員会」では、将来にわたってごみの減量化、資源化の状況等を踏まえながら焼却灰の処理の運用について図ることというご意見もいただいております。今年度、平成29年度から新規に試行的に、量は少ないですが、半年間焼却灰を太平洋セメントに持ち込んで、資源化についての試行も進めてまいりたいと考えております。そういうものを踏まえながら、将来の見通しについてご検討いただければと思えます。</p>
澤村委員長	<p>現在、資源化の検討について、「(5) 其他のごみ処理施設」のところに明記して見える形にしておいたほうが良いと思えます。</p>
岡崎課長	<p>今日ここにお示ししているものは、概要で、これに基づいた各資料を次回以降に提出いたしますので、そのことについて考えていきたいと思えます。</p>
澤村委員長	<p>現在、灰の資源化の試行について、具体的に動き始めているのですか。</p>
岡崎課長	<p>今、その準備に向けて進めているところでございます。</p>
澤村委員長	<p>ほかにかがででしょうか。</p>
村林委員	<p>「(4) 事業スケジュール」の中の「イ 事業手法」にPFI、DBOという略された名称が出ていますが、これは何の略なのか、括弧づけで日本語をつけていただきたいと思えます。</p>
岡崎課長	<p>スペースの関係で略語にしていますが、実際の資料のときには、概要も踏まえて説明をつけてご説明する予定です。PFIにつきましては、プライベート・ファイナンス・イニシアティブということで、民間資金を導入した形での協働事業になります。また、DBOというのは、デザイン・ビルド・オペレートということで、設計、建設、運営等を一体的に行う事業形態の略称になっております。ほかにも、広く申しますと、PPPと申しまして、公共と民間が協働して行うさまざまな形ということで、また幾つかの類型もございまして、それらを含めて、どういう特色があり、近年の状況からどういったメリット、デメリットがあるかも含めながらお示しし、その方向性についてご検討いただければと考えております。</p>
澤村委員長	<p>ここには2つしかありませんが、まだまだいろいろな手法がありますので、次回の委員会以降、具体的な内容の説明を含めていろいろ示していただきたいと思えます。</p> <p>ほかにかがででしょうか。</p>
竹内委員	<p>今後の話になると思えますが、地域住民とのかかわりを目に見える形で持っていくことが大事だという話がありまして、私も本当に</p>

	<p>そのとおりだと思います。</p> <p>私どもは、経済団体なので、二百数十億円の改修規模になると思いますが、元請は大手の企業なるのでしょうけれども、地元企業がここに参入しやすい形をこの事業について考慮していただきたいと思っております。</p> <p>例えば、工事に直接ではなくても、資材や物品の納入など、直接、地元業者が、先ほど荒井委員から地産地消というお話も出ましたけれども、工事の部分でも地産地消ということを経験に入れていただいて、地元業者の方が少しでも参入できる機会をつくっていただくよう検討してもらえればと思っております。</p>
澤村委員長	<p>そういう方向になっていると思いますが、何かコメントはありますか。</p>
岡崎課長	<p>当然、地域としての公共事業の発注になりますので、地元の業者や資材の調達については十分に配慮しなければならないと考えます。例えば、性能発注に当たっての仕様書の中に明記するということや、業者の選定方法の総合評価をとった場合に、例えば、地域に対する貢献の度合いも一つのメルクマールとして用いる方式や、いろいろなことが考えられると思っておりますので、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
荒井委員	<p>非常にテクニカルな話で申しわけないのですが、生活環境影響評価というふうになっています。これは、条例による環境影響評価には当たらないと考えていいのですか。</p>
岡崎委員	<p>今回の施設規模から申しますと、条例事項ではなく、あくまでも廃棄物処理法での生活環境影響調査に該当すると考えております。</p>
荒井委員	<p>そうすると、大気質、騒音、振動、悪臭、水質の5項目をやればよいということになります。先ほど、小貫委員が指摘したような土壌の問題は環境影響評価に入っていないという意味ですか。</p>
岡崎課長	<p>基本的な生活環境影響調査の国の指針からすれば、その他というものもありますけれども、基本的にはここに書いている調査項目になろうかと思っております。</p>
荒井委員	<p>報告書の中には、何らかの形で土壌についても交通整理だけでもすると考えていいのですか。土壌対策については、こういう方法をとるから問題がないとかですね。</p>
岡崎課長	<p>そこについても、今後の検討の中で整理してまいりたいと思っております。</p>
荒井委員	<p>土壌汚染対策法は、汚染の履歴のある土地の形質の変更をする、つまり、いじくり回すときはちゃんと調査しなさいとなっているから、今回の抜本的改修の場合は、土をいじくり回すことはないのではないかと考えています。そういう意味で言うと、対象にならなくなるから、その辺はきちんと文章の中で整理をしておいたほうがいい</p>

	<p>いと思います。こういう状況だから、特に土壌についてはこうしたほうが良いというところをきちんと整理したほうが良いと思います。</p>
岡崎課長	<p>わかりました。ご指摘の部分を踏まえて整理させていただきたいと思います。</p>
澤村委員長	<p>今の件の環境影響調査は、完成した施設の運転に係る影響調査だと思いますが、先ほど小貫委員がおっしゃっていたのは、例えば工事の過程で施設を一部壊して出る廃棄物ですね。その中に汚染されているものが含まれているとか、それを埋め立て処分するとどうなるか、そういうことも含めておっしゃっていたと思います。その辺は切り離して、別途検討したほうが良いと思います。</p>
岡崎課長	<p>ここに記載している生活環境影響調査は、廃棄物処理法での施設の設置および変更に伴う環境への影響ということです。また、小貫委員あるいは委員長が言われたとおり、実際の工事施工にあたっての環境保持というところも、当然、工事施工する上でその部分の対策を十分に行うことが前提となりますので、具体的にどういうリスクのもとに対策を行うかということも、もう少し具体的な実施に近い段階でなければなかなか難しいところですが、十分留意してまいりたいと考えております。</p>
澤村委員長	<p>ありがとうございました。 ほかはいかがでしょうか。 大体意見は出尽くしたと思いますが、さらに踏み込んだ具体的な検討などは次回以降になろうかと思えます。 それでは、今後の検討事項については、資料2に沿って検討を深めていくことにしたいと思います。いかがでしょうか。 (「異議なし」と発言する者あり) ありがとうございました。 それでは、今日予定していた議題は終わりましたが、そのほか、委員の皆様あるいは事務局から何かありますか。 (「なし」と発言する者あり) それでは、以上で第7回函館市廃棄物処理施設整備基本計画検討委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
三上主査	<p>以上で本日の委員会を閉会いたします。 なお、次回の委員会は、6月の開催を予定しておりますが、日程につきましては、別途調整の上で決定し、ご連絡させていただきます。 委員の皆様、今日は、長時間にわたり、どうもありがとうございました。</p>